## 英国の産業団体、日米欧中韓の5庁のPCT補充国際調査への参加を要望

2012 年 2 月 5 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

英国の37の主要企業が参加する産業団体 IP Federation は、1月30日、日米欧中韓の5庁の PCT 補充国際調査 (SIS) への参加を要望する世界知的所有権機関 (WIPO) 宛の書簡を公表した。

同書簡において、IP Federation は、特許重視型の多くの英国企業の意見を代表するものであり、かつ、参加企業は PCT のヘビーユーザーであるとした上で、欧州特許庁(EPO)を PCT の国際調査機関として選択した場合には、補充国際調査機関としてロシア知的財産庁(ROSPATENT)、北欧特許庁(NPI)、スウェーデン特許庁(PRV)、フィンランド特許庁(NBPR)、オーストリア特許庁(ATO)のみが登録されているが、これらの庁が新たな先行技術文献を発見できる可能性は低いために、国際補充調査の利用が進んでいない問題点を指摘している。

そして、特に、中国国家知識産権局(SIPO)、日本国特許庁(JPO)、韓国知的財産庁(KIPO)は、EPO や米国特許商標庁(USPTO)よりも、それぞれの国の言語の文献を発見できる可能性が高いため、5 庁が SIS へ参加することによって価値が高まるものであるとしている。また、多くの出願人にとって、国内段階または地域段階に入る前に 5 庁が発見し得る先行技術文献を把握できることによって、具体的に次のようなメリットが期待されている。

- ・発明をまとめてあきらめる(国内段階や地域段階に入ることなく)ことによって,出願 人の手続を回避し,各国特許庁によるその後の手続を排除することができる。
- ・5 庁による先行技術文献に対して特許性を有するように補正されたクレームで国内段階や 地域段階に入ることによって、出願人の手続費用の軽減に加えて、現在は国内段階や地域 段階で行われる補正を考慮する際の特許庁のワークロードを減少させることができる。
- ・たとえば、付与された米国特許に基づいて訴訟を開始した後で、JPO 審査官がその訴訟に 疑問を与えるような重大な先行技術文献を発見すると言った事態を回避することができる。

このような観点から、IP Federation は、日米欧中韓の 5 庁が SIS へ参加することを要望し、 更に望ましくは、EPO、USPTO、KIPO のみが実施している協働調査および審査の試行に 5 庁の全てが参加することであるとしている。なお、協働調査および審査については、1月6 日にも意見を公表するなど、高い関心を示している。 欧州には、世界各国における出願から訴訟までのトータルでの手続負担や費用負担を重視する企業が多く、国際商工会議所 (ICC) も、2010年6月28日に、「特許庁間の協力:特許出願の先行文献調査」と題する声明を採択し、5庁のSISおよび協働調査および審査への参加を要望している。

- IP Federation の SIS に関する書簡は、以下参照-

Review of the Supplementary International Search System (PDF)

- IP Federation の協働調査および審査に関する書簡は、以下参照-

WIPO pilot projects on collaborative search and examination (PDF)

- ICC の声明に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照-

国際商工会議所, 先行文献調査における特許庁間の協力に関し声明を採択(2010 年 7 月 3 日)(PDF)

(以上)